

旅行キャンセル保険 重要事項等説明書

この重要事項等説明書は、ご契約に際しお客さまにご理解いただきたい大切な内容が記載されていますので、ご契約前に必ずお読みいただき、お申込みいただきますようお願いします。また、この保険は被保険者からお申込みの手続きを行っていただけます。

この書面は、契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については普通保険約款・特約をご確認ください。

契約概要 …保険契約の内容を理解いただくための事項です。

注意喚起情報 …ご契約に際してご契約者にとって不利益となる可能性のある事項等、特にご注意いただきたい事項です。

1 商品のしくみと補償内容

契約概要

注意喚起情報

(1)商品のしくみ

旅行キャンセル保険(※)は、突然の入院や通院、悪天候による交通機関の遅延などのほか、思いがけない理由で旅行予約をキャンセルした場合にかかるキャンセル料を補償する保険です。なお、旅行予約をキャンセルした事由により補償される割合が異なります。詳しくは(2)補償内容「保険金をお支払いする主なキャンセル事由／てん補割合」の表をご確認ください。

(※)旅行キャンセル保険は、費用の保険普通保険約款に旅行キャンセル費用特約をセットした商品の名称です。

▲偶然な事由によらないキャンセルはお支払いの対象外となります。	
くお支払い対象外となるキャンセル例	
・旅行に行く意思がなくなった等の心変わりによるキャンセル	
・新型コロナウイルスに感染するかもしれない等の感情に起因するキャンセル	
・複数プランの予約をし行かないプランをやめた、他のプランに心変わりした等の任意のキャンセル	
など	

旅行キャンセル保険

普通保険約款 費用の保険普通保険約款

補償に関する特約 旅行キャンセル費用特約

その他の特約 被保険者による手続きに関する特約(団体用)

(2)補償内容

被保険者または同行者は下表に掲げるいずれかの事由が生じ、これを直接の原因として旅行予約の全部または一部をキャンセルしたことで、被保険者がキャンセル料を負担した場合に保険金をお支払いします。ただし、旅行開始日の前日を含め遡って54日前以降に旅行予約の全部または一部をキャンセルした場合に限ります。

お支払いする保険金の額は以下のとおりです。

お支払いする保険金(※)=キャンセル料×キャンセル事由に応じたてん補割合

(※)保険金額を限度とします。

詳しくは普通保険約款・特約をご参照ください。

保険金をお支払いする主なキャンセル事由	てん補割合
①死亡した場合	
②被保険者または同行者の配偶者または親族が死亡した場合	
ただし、旅行開始日を含め遡って31日以内の場合に限ります。	
③旅行開始日を含め遡って7日以内に入院する、または旅行開始日の前日までに旅行日程内に入院することが決まり、看護または介護を行った場合	
④旅行開始日を含め遡って4日以内に通院した場合(※1)	
なお、旅行開始日に被った傷害により旅行開始日の翌日に通院した場合は旅行開始日に通院したものとみなします。	
⑤被保険者または同行者の配偶者または親族が旅行開始日を含め遡って7日以内に入院し、または旅行開始日の前日までに旅行日程内に入院することが決まり、看護または介護を行った場合	
⑥被保険者または同行者の配偶者または親族が旅行開始日を含め遡って4日以内に通院したことにより看護または介護を行った場合	
なお、旅行開始日に被った傷害により旅行開始日の翌日に通院した場合は旅行開始日に通院したものとみなします。	
⑦被保険者または同行者が旅行開始日を含め遡って7日以内にインフルエンザ感染症(※2)または新型コロナウイルス感染症(※3)もしくは当社の指定する感染性胃腸炎(※4)を発病(※5)した場合	
⑧常時居住している家屋に以下の損害が発生した場合	
ただし、旅行開始日を含め遡って31日以内の場合に限り、また、家屋の機能の喪失または低下を伴わない損害は除きます。	
・火災、落雷、破裂または爆発(※6)	
・風災(※7)、雹(ひょう)災または雪災(※8)	
・水災(※9)	
・地震、噴火またはこれらによる津波	
⑨乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の交通機関に連休、欠航または2時間以上の遅延が発生した場合	
ただし、運行時刻が定められている交通機関に限ります。	
⑩裁判員の参加する刑事裁判に関する法律に定める裁判員または補充裁判員に選任され裁判所へ出廷する場合	
⑪旅行開始日またはその前日に交通事故(※11)を起こした場合	
⑫旅行開始日またはその前日に第三者の葬儀に参列した場合	
⑬道路交通法に定める免許の取消し、停止等の処分を受けた場合	
ただし、旅行開始日を含め遡って7日以内の場合に限ります。	
⑭妊娠の事実が判明した場合	
ただし、旅行契約等申込時に妊娠の事実が判明していた場合を除きます。	
⑮飼っている犬または猫が死亡した場合	
ただし、旅行開始日を含め遡って7日以内の場合に限ります。	
⑯旅行日程内に参加することを予定していたイベント(※12)が中止または延期となった場合	
⑰①～⑯以外の偶然な事由	30%

(※1)通院

旅行の実施に支障をきたすために、通院を余儀なくされた場合に限ります。

(※2)インフルエンザ感染症

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第6項第1号に規定するインフルエンザをいいます。

(※3)新型コロナウイルス感染症

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第6項に規定する新型コロナウイルス感染症をいいます。

(※4)当社の指定する感染性胃腸炎

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成10年厚生省令第99号)第1条第6号に規定する感染性胃腸炎のうち、病原体がノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルスを原因とするものをいいます。

(※5)発病

発病の認定は、被保険者または同行者以外の医師の診断によります。

(※6)破裂または爆発

気体または蒸気の急激な膨張を伴う破裂またはその現象をいいます。

(※7)風災

台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。

(※8)雪災

豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩(なだれ)をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪氷または除雪作業による事故を除きます。

(※9)水災

台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ(※10)・落石等をいいます。

(※10)土砂崩れ

崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。

(※11)交通事故

車両の交通によって生じた人の死傷もしくは物の損壊をいたしました。

(※12)イベント

演劇、コンサート、スポーツ・競技会その他これらに類似の興行をいい、預約チケットを購入しているものに限ります。

(3)保険金をお支払いできない主な場合

保険金をお支払いできない主な場合は、次のとおりです。詳しくは、普通保険約款・特約をご参照ください。

①意思の変更等(※1)による旅行の取消し

②被保険者または同行者の犯罪行為または闘争行為

③被保険者または同行者が法令で定められた運転資格を持たず、または酒に酔った状態もしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等(※2)を運転している間に生じた事故

④保険契約者、被保険者(※3)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反

⑤差押え、収用、没収、破壊等国または公共機関の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な措置としてなされた場合を除きます。

⑥戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事態または暴動(※4)

⑦核燃料物質または核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑧放射性物質もしくは放射性物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑨直接であると間接であるとを問わずテロ行為(※5)によって、またはテロ行為(※5)の結果として生じた損害

など

(※1)旅行に行く意思がなくなった等の心変わりをいいます。

(※2)自動車または原動機付自転車をいいます。

(※3)保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人的業務を執行する他の機関をいいます。

(※4)群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(※5)政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものが、その主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。

(4)保険料のお支払いについて

契約概要

この保険の保険金額は旅行代金で、契約内容確認証記載の金額です。

お支払いする保険料は、一括払にてお支払いいただけます。

なお、保険料は団体契約者にお支払いください。

(5)保険証券

この保険は保険証券の発行は行いません。

ご契約内容は、PayPayほけん・加入履歴(ヤフーサービス専用保険)から契約内容確認証をダウンロードしてご確認ください。

(6)事故が発生した場合

保険金をお支払いできない場合

保険金をお支払いできない場合</p